



全社協・地域福祉部 News File No.43

令和2年10月6日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 【動画作成】コロナ禍の地域活動って？～再開のための2つの方法～
(東京都・武蔵野市民社会福祉協議会)
- 『こんな時だからこそ！』の想いを大切に…オープンカフェ始めました❤
(大阪府・大阪市港区社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会「第3回常任委員会」(令和2年10月2日)
- 全社協「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)の追加(田村憲久厚生労働大臣)
- 全社協「令和2年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」(令和2年10月22日)
- 全社協・保健福祉広報協会「H.C.R.を基盤とするオンラインイベント「福祉機器Web2020」」のご案内

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」(令和2年10月1日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間の延長について」(令和2年9月30日)
- 厚生労働省「「働き方改革推進支援助成金」(職場意識改善特例コース)の交付申請期限等の延長」(締切：令和3年1月4日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「令和3年度厚生労働省予算概算要求」(令和2年9月25日)
- 国土交通省「令和3年度国土交通省予算概算要求」(令和2年9月25日)
- 厚生労働省「第186回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年9月30日)
- 厚生労働省「令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」(令和2年9月30日)

情報提供・ご案内

- 全国経営協「【締切延長】【※締切延長】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンターの募集」(締切：令和2年10月31日)
- 国土交通省「令和2年度克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」(令和2年10月1日)
- 中央共同募金会「街頭募金イベントに代わる「オンライン・キックオフイベント」動画」を公開

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

《配信元》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

【動画作成】コロナ禍の地域活動って？～再開のための2つの方法～

(東京都・武蔵野市民社会福祉協議会)

新型コロナウイルスの影響により、武蔵野市内の多くの地域活動が中止や自粛となりました。特に4～6月は、地域活動の再開についての迷いや悩み、とまどい等多くのご相談が寄せられました。「人と人とが接しないようにと言われ、これまでの活動を全否定された」「今年度の活動はどうするのか？」「いつになつたら再開していいのか？」など活動の中心となっているメンバーの方が判断に迷い、それを話し合って決めたいのに話し合いの場がもてずにいるという状況も見受けられました。武蔵野市民社会福祉協議会でも初めて直面する事態でしたが、みなさんの悩みや不安、とまどいを少しでも解消できるように、活動再開に向けての考え方をまとめた動画とチラシを作成しました。

動画やチラシは、地域活動を行っている団体のみなさんに上映（配布）したり、ご相談があった時に紹介しています。動画は7月15日から公開しましたが、2カ月で約470回再生されています。「これまで判断の拠り所となるものがなかったので、社協からこのようなメッセージを出してもらえたのはありがたい」「自分達の活動に様々な可能性があることが分かった」「他のメンバーと一緒に動画を見たい」などの感想が寄せられています。武蔵野市民社協は、地域活動を行っている市民のみなさんと一緒にこのコロナ禍を乗り越えていきたいと思っています。



コロナ禍の地域活動って？【再開のための2つの方法】

https://www.youtube.com/watch?v=u8dcrw_zzRE&feature=youtu.be

新型コロナウイルスに負けない地域活動チラシ

<http://www.shakyo.or.jp/image/chiikishakyou/koronanimakenai.pdf>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

『こんな時だからこそ！』の想いを大切に…オープンカフェ始めました ❤️ (大阪府・大阪市港区社会福祉協議会)

大阪市港区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染予防のため、各地域の会館で開催されている高齢者の食事会、コミュニティ食堂、喫茶サロンなどの“集い”がすべて中止となりました。

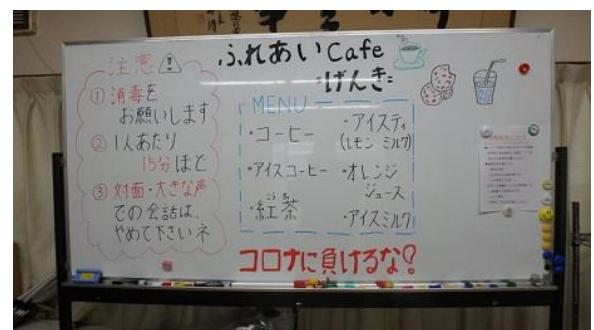
今まで“集い”に参加していた方から、「誰とも話をしていない」との声があり、活動者からは「足腰が弱くなったり、気力を失う方も増えるのでは…」と心配の声がありました。

『こんな時だからこそ、顔を合わせて見守ることが出来る居場所が必要なのでは？』『不安はあるけれど、何かできること、できる方法はないか？』と検討している中、屋外でのふれあい喫茶であれば、3密を避けられるのではないかと活動者が考え、立ち上がったのが『オープンカフェ』でした。



喫茶サロンを再開したいけれども躊躇する活動者に、ある地域のオープンカフェについて伝え、区内でオープンカフェが広がっていきました。ある地域では会館横の広場にテントを立てて、ある地域では会館の駐車場で、またある地域では通常開催していた小学校が使えなくなったため「じゃあ、会館のテラスですればいい！」と会館のテラスで開催。もちろん体温測定と手指消毒の徹底、使い捨てカップを使うなど衛生面にも配慮しながら開催されています。

久しぶりの“集い”に参加された方々の素敵な笑顔に、活動者からは「活動者にとっても励みになった」「継続することの大切さを感じた」との声も聽かれ、実施できたことの嬉しさと、活動の意義を感じておられる様子がうかがえました。他にも高齢者食事会の参加者に配食やティーアウトでお弁当を届ける取組みも実施されています。



まだまだ予断を許さない状況ですが、これまで以上に「人と人とのつながりの大切さ」を感じながら、今までを当たり前とせず「今だから出来ること」を模索しながらの活動は続いていきます。

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

地域福祉推進委員会「第3回常任委員会」(令和2年10月2日)

令和2年10月2日、全社協地域福祉推進委員会「第3回常任委員会」を対面による会議（2名出席）とWEB会議（19名出席）を併用して開催し、①令和2年度事業の進捗状況、②コロナ禍における社協事業の展開と今後の課題について協議を行いました（第1回、第2回常任委員会は文書審議で実施）。

令和2年度事業の進捗状況については、「第1回正副委員長会議」（令和2年5月15日）で決定した「当面の事業の進め方」に基づく、上半期の事業進捗と主な成果物について、事務局より報告を行いました。

当面の事業の進め方	進捗状況と主な成果物（9月28日時点）
① 当面、集合研修は開催せずに、講義内容等を動画で撮影し、WEB上で配信する	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ（動画配信） 地域福祉コーディネーターリーダー研修会（WEB会議+対面併用） 都道府県・指定都市社協ウェビナー（動画配信+WEB会議）
② 集合研修や会議等でこれまでの情報提供ができない分、ホームページ（「情報ネットワーク」、「社協の杜」）のリニューアル、「ノーマ社協情報」の紙面の見直し、制度動向等を伝えるメールニュース（「News file」）等を活用し、情報提供の拡充を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ「未来の豊かな“つながり”的な全国アクション」の開設 「ノーマ社協情報」の紙面の見直し ホームページ（「情報ネットワーク」、「社協の杜」）のリニューアルに向けた検討を開始 『News file』（制度動向等）の週1回配信（17回配信）。
③ 対面で会議が開催できない分、WEB会議を効率的・効果的に活用して「企画小委員会」「介護サービス経営研究会幹事会」を開催し、これまで以上に精力的に検討を行い、制度動向等へ対応していく。当座の課題として、「企画小委員会」において、緊急事態宣言解除後の地域福祉活動等の再開に向け、「新型コロナウイルス下における社協活動の展開」について集中的に検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長会議（WEB会議4回） 常任委員会（文書審議2回、WEB会議1回） 委員総会（文書審議1回） 企画小委員会（WEB会議4回） ※8回開催予定（例年3回） 介護サービス経営研究会（WEB会議2回） ※5回開催予定（例年3回）
④ ③の精力的な検討のもと、より多くの成果物を作成し、情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「市区町村社協経営指針（第2次改定）」（7月31日） 「全国経営協との共同宣言」（7月31日） 「日常生活自立支援事業不正防止のポイント」（6月） 「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」（7月22日） 「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」（6月1日） 「新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】」（7月17日） 等

また、令和2年7月豪雨災害の福祉救援活動資金について、「第4回正副委員長会議」（令和2年8月6日）等において、6県（山形県、岐阜県、島根県、福岡県、熊本県、大分県）社協に総額340万円を支給決定したことを報告しました。

コロナ禍における社協事業の展開と今後の課題については、新型コロナウイルス感染症に関する、①各社協における対応状況、②今後想定される課題（組織運営、実施事業等）に加え、季節性インフルエンザ流行期等を踏まえ、③今後求められる地域福祉推進委員会事業や期待される役割について協議を行いました。

委員からは、各社協における対応状況と今後想定される課題（組織運営、実施事業等）について、以下の意見等が出されました。

- ① 生活福祉資金特例貸付への対応（人員確保、外国人への対応、貸付原資の枯渇 等）
- ② サロン参加者及びサロン活動者の気力・体力低下への対応、サロン再開に向けた対応
- ③ オンラインを活用した地域福祉活動の展開
- ④ セミナー・研修事業、貸館事業の赤字への対応
- ⑤ コロナ対応による地方自治体の財源不足と令和3年度予算の財政緊縮
- ⑥ W E B会議、オンラインを活用した研修会・セミナーへの切り替え

その上で、今後求められる地域福祉推進委員会事業や期待される役割について、各委員から以下の意見等が出されました。

- ① 生活福祉資金特例貸付の償還に向けた考え方の整理
- ② 生活福祉資金特例貸付の償還に向けた人員体制の増員
- ③ 災害ボランティアセンターに係る経費の公費負担以外への対応
- ④ 災害救助法上に「福祉の支援」を位置づける要望活動
- ⑤ 令和3年度報酬改定に向けた対応（過疎地や中山間地への報酬上の上乗せの対応等）
- ⑥ コロナ禍における地域福祉活動の事例提供
- ⑦ W E B会議の活用方法等のセミナーの開催
- ⑧ 社協の認知度の向上に向けた取組

今回の意見等を踏まえ、具体的な対応等については、常設委員会である企画小委員会、市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会等で検討を行っていく予定です。



第3回常任委員会のW E B会議の様子（一部）

全社協「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)の追加 (田村憲久厚生労働大臣)

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、全国の福祉現場では、日夜、福祉従事者が福祉サービスの利用者の皆様を支えています。

とくに新型コロナウイルス禍のもとで、感染症への予防対策とともに、福祉の支援を必要とする高齢者や障害のある人びと、子どもたち、そして生活に困窮する方々に支援を継続していくための新たな支援のあり方が問われています。

このような時にあって、全国のエッセンシャルワーカーの皆様に、全国社会福祉協議会および関係大臣から、心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

この度、田村憲久厚生労働大臣からの応援メッセージ動画を追加、公開しましたので、ぜひご視聴ください。

「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)

全国社会福祉協議会 会長

清家 篤

(収録日：2020年9月3日)

内閣府特命担当大臣（一億総活躍、少子化対策担当）

衛藤 晟一 様

(収録日：2020年9月7日)

内閣府特命担当大臣（全世代型社会保障改革、新型コロナ対策担当）

西村 康稔 様

(収録日：2020年9月11日)

厚生労働大臣

田村 憲久 様

(収録日：2020年9月28日)

全国社会福祉協議会 副会長

全国社会福祉法人経営者協議会 会長

磯 彰格

(収録日：2020年9月8日)

全社協 「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen_video.html

全社協「令和2年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」（令和2年10月22日）

全社協・全国ボランティア・市民活動振興センターは、「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」（※）、一般社団法人全国食支援活動協力会、特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークと共に、「“新しい生活様式”に対応した住民主体の生活支援活動の運営を考える～with コロナの社会で人と人との『つながり』を保ち・広げるためには～」をテーマとして、「令和2年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」を開催します。

（※）「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」は、住民参加型在宅福祉サービスを実践する全国の団体のゆるやかなネットワークです。互いに活動を発展・進化させ、情報交換を図り、自ら意見や情報を発信していくための組織として、平成2年に結成されました。

各都道府県・指定都市から選出された団体で「幹事会」を構成しており、事務局は、全国社会福祉協議会地域福祉部においています。

活動の実態把握や情報交換を行い運営の課題について協議する他、住民の生活に身近なサービス事業者の立場から、介護保険制度を始めとする制度・政策への提言活動等も行っています。

住民主体の生活支援活動は、これまで人と人の関係性を大切にし、つながり合い、支え合う関係を大切にして取り組みを展開してきました。今回のフォーラムでは、新しい生活様式が示され、日常生活においても新型コロナウイルス感染症への対応が求められるなかで、私たちはどのような取り組みをすることが必要となるのか、また地域のつながりを切らさないために何ができるのかなどを考えます。また、新たな活動スタイルを生み出している団体の実践や、地域の社会福祉法人やまちづくりを担うNPO法人の連携による実践などを参考としつつwithコロナの社会における住民主体の生活支援サービスの継続と発展を考えます。

令和2年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム

【日 時】令和2年10月22日（木）13:00～17:00

【テー マ】“新しい生活様式”に対応した住民主体の生活支援活動の運営を考える
～withコロナの社会で人と人との「つながり」を保ち・広げるためには～

【開催方式】Web配信方式（zoomおよびYouTubeを利用します）

【主な内容】

- ① 基調講演「コロナ時代の健康（仮）」
近藤 克則 氏（千葉大学予防医学センター教授）
- ② 第1セッション（企画実施：在宅福祉サービス団体全国連絡会）
“新しい生活様式”に対応した住民主体の生活支援活動の運営を考える
- ③ 第2セッション（企画実施：一般社団法人全国食支援活動協力会）
コロナ禍における食支援活動～食支援活動の意義についてあらためて考える
- ④ 第3セッション（企画実施：特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク）
取り組みを続けるための対策と市町村による推進策を考える
- ⑤ 意見交換会・まとめ

【参加定員】300名

【参加対象】

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
- 住民主体による生活支援のサービスや活動に関心のある方
- 助け合い活動、生活支援サービスを行うNPO、ボランティア団体、その他関係団体
- 社会福祉協議会**、生協、農協等関係者
- 行政・自治体関係者

【参加費】無料

【申込締切】令和2年10月16日（金）※定員になり次第、締め切ります。

【申込方法】下記のGoogleフォームからお申込みください。

<https://docs.google.com/forms/d/1uRexQ5H3eUf2ZMf0ljkmfS2FSIZ-XBzahP4fhwBjINk/edit>

【問合せ先】全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL 03-3581-4656 E-mail vc00000@shakyo.or.jp

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 令和2年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム
<https://www.sankagata.net/topics/令和2年9月/>

全社協・保健福祉広報協会「H.C.R.を基盤とするオンラインイベント「福祉機器 Web2020」」のご案内

全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会は、国際福祉機器展 H.C.R.2020 の代替として、最新の福祉機器情報をご提供するオンラインイベント「福祉機器 Web2020」をまもなく 10月 21 日（水）より開催します。

「福祉機器 Web2020」では、最新の福祉機器や関連情報を Web サイトからご覧いただくことができ、さまざまな福祉分野に関する現状報告や課題をテーマにしたウェビナー（Web セミナー）にご参加いただけます。

福祉関連情報の収集にぜひお役立てください。

福祉機器 Web2020 の開催概要

- 【名 称】 福祉機器 Web2020
- 【会 期】 2020 年 10 月 21 日(水)～2020 年末
※ 出展社・製品情報は会期後も閲覧可能
- 【公開場所】 H.C.R. Web サイト（保健福祉広報協会運営） <https://www.hcr.or.jp/>
- 【主 催】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会、一般財団法人 保健福祉広報協会
- 【後 援】 厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省、東京都
- 【出 展 社】 約 350 社・団体（13か国・1 地域）
- 【出展仕様】 2020 年度最新の福祉機器の製品や、開発・販売企業などの情報を掲載
- 【主催者等メッセージ配信（10月 21 日（水）10 時から）】
(1) 全国社会福祉協議会 清家篤会長による主催者あいさつ動画
(2) 厚生労働省 赤澤公省社会・援護局障害保健福祉部長によるビデオメッセージ
- 【閲覧方法】 どなたでも閲覧・参加可能（無料）。
- 【ウェビナー】
- 「福祉機器 Web2020」の Web サイトには福祉に関する最新レポートを掲載するほか、毎年 H.C.R. においてご好評のセミナーを Web 上で開催します。なお、ウェビナーのご参加には事前登録が必要な場合があります。
 - H.C.R. Web サイト（<https://www.hcr.or.jp/>）より詳細をご確認のうえ、お手続きください。（10 月 7 日（水）より受付開始）
- 〔10月配信〕
- 10月 21 日（水）～23 日（金）配信
○ はじめての福祉機器 選び方・使い方セミナー ミニ
- 10月 21 日（水）配信
○ 認知症高齢者へのアートを活用した支援にみる可能性
- 10月 22 日（木）配信
○ ニューノーマル時代の福祉と ICT～時間と空間を越える福祉～
- 10月 23 日（金）配信
○ 新型コロナウイルスに負けないための福祉施設環境整備のポイント
- 〔先行配信予定〕
○ 一般家庭の介護で腰痛にならないための基本技術
※ 11月配信予定のウェビナーについては後日、ご案内します。
- 【問合わせ】 保健福祉広報協会 E-mail info@hcrjapan.org

保健福祉広報協会 H.C.R.を基盤とするオンラインイベント「福祉機器 Web2020」のご案内
<https://www.hcr.or.jp/information/news/188051>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」（令和2年10月1日）

令和2年10月1日、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法等、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」を公表しました。

『手引き』は、「第Ⅰ章 総論」「第Ⅱ章 新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章 感染症各論」「第Ⅳ章 参考」の4部構成です。介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、①着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等、②感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載しています。

『手引き』のほかに、介護職員向けに手引きのポイントを施設系・通所系・訪問系ごとに作成した『マニュアル』、手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載した『リーフレット』をとりまとめています。

介護現場における感染対策の手引き等について

- 介護現場における感染対策の手引き【第1版】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>
- 介護職員のための感染対策普及リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>
- 介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>
- 介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
- 介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

なお、全社協・地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会では、各介護サービス事業所における感染症対策等について検討を行い、現場でわかりやすい手引きの作成の必要性を「民間介護事業推進委員会」（地域福祉推進委員会が構成団体の1つ）を通じて、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に要望してきました。

厚生労働省 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678934.pdf>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間の延長について」(令和2年9月30日)

令和2年9月30日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間を令和2年12月31日まで延長しました。

この助成金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して支給されるものです。

なお、休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいとされていますが、就業規則などが整備されていない場合でも、助成金の要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間の延長の概要

※ 全社協地域福祉部整理

【対象となる休暇等の期間】

令和2年9月30日まで ⇒ 令和2年12月31日までに延長

【助成内容】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給。

※ 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円に引き上げ）を上限とする）

【申請期限】

令和2年9月30日までの休暇等に係る申請 ⇒ 令和2年12月28日まで

令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇等に係る申請 ⇒ 令和3年3月31日まで

【問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター

電話：0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13847.html

厚生労働省 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html

厚生労働省「「働き方改革推進支援助成金」(職場意識改善特例コース)の交付申請期限等の延長」(締切:令和3年1月4日)

令和2年9月30日、厚生労働省は、「働き方改革推進支援助成金」(職場意識改善特例コース)の交付申請期限等を令和3年1月4日まで延長しました。

職場意識改善特例コースでは、新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、子どもの休校・休園に関する「特別休暇制度」を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するものです。

「働き方改革推進支援助成金」(職場意識改善特例コース)の概要

※ 全社協地域福祉部整理

【支給対象となる事業主】次の要件のすべてを満たす必要がある。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業主

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下 50人以下
サービス業	物品販賣業、宿泊業、医療、 福祉 、複合サービス事業など	5,000万円以下 100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下 100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、 製造業、運輸業、金融業など	3億円以下 300人以下

※ 社会福祉法人である社協は、「資本または出資額」がないので、常時雇用する労働者が100人以下の場合は、本助成金の対象となる(全社協地域福祉部が東京都労働局へ確認済み)。

- (3) 事業実施期間(令和2年2月17日から令和2年12月31日)までに就業規則に新型コロナウイルス感染症に対応して、労働者が活用できる特別休暇を規定すること。

【支給対象となる取組】いずれか1つ以上実施。

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- ④ 就業規則等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- ⑦ 労務管理用機器の導入・更新
- ⑧ デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- ⑨ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑩ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)

【事業実施期間】令和2年2月17日から令和2年12月31日までに取組を実施。

【支給額】取組の実施に要した経費の一部を支給。

以下のどちらか低い方の額

- (1) 対象経費の合計額×補助率3/4(※)
- (2) 1企業当たりの上限額(50万円)

(※) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑩を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【締切】令和3年1月4日(必着)

<就業規則 規定例>

第〇〇条 特別休暇

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次に掲げる状況に該当する場合には、必要と認められる日数について、特別休暇(有給)を取得することができる。

- 一 新型コロナウイルスに係る小学校や幼稚園等の休校等に伴い子の面倒を見る必要があるとき、その他やむを得ない社会経済的事情があるとき
- 二 妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)を有する労働者から申出があるとき
- 三 新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いがあるとき

厚生労働省 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「令和3年度厚生労働省予算概算要求」(令和2年9月25日)

令和2年9月25日、厚生労働省は、「令和3年度厚生労働省所管予算概算要求」を公表しました。

一般会計における要求・要望額は、32兆9,895億円で前年度当初予算に比べ、34億円増加しています。新型コロナウイルス感染症関連経費は「緊要な経費」とされ、概算要求時点では、原則、「事項要求」とし、予算編成過程で検討することになります。また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増分等についても、現時点では見込めないため、令和2年度と同水準とされています。

令和3年度概算要求では、新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、「新たな日常」を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行い、ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進することとしています。

具体的には、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」の中で、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進が掲げられており、新規事業の「重層的支援体制整備事業の実施」については、「地域支援事業交付金」(老健局)、「地域生活支援事業費等補助金」(障害保健福祉部)、「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等」(社会・援護局)、「子ども・子育て支援交付金」(内閣府)の内数としてそれぞれ計上されています。

また、市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、従事者等の人材養成を行う「重層的支援体制の整備に向けた支援等」に39億円(前年度:39億円)が計上されています。

さらに、自立相談支援機関の人員体制の強化や就労準備支援事業におけるオンラインメニューの開発等のICT化等を進める「生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化」に520億円(前年度:489億円)、中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携等を実施する「成年後見制度の利用促進のための体制整備」に8.1億円(前年度:8.0億円)が計上されています。

その他、地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する「小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進」に12億円(前年度:12億円)が計上されています。

厚生労働省 令和3年度厚生労働省所管予算概算要求関係

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokan/>

厚生労働省 令和3年度厚生労働省税制改正要望について

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175981_00006.html

【参考】社協が取り組む「法人間連携」の実践事例（NORMA 社協情報最新号 No.340）

- 社協活動最前線「市内のすべての社会福祉法人と連携・協働し地域生活課題解決に取り組む「雲南省社会福祉法人連絡会」」
(島根県・雲南省社協)
- 雲南省社協では、市内14の社会福祉法人と連携・協働して「くらしの安心を支える 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業」を令和元年8月からスタートさせている。ほとんどが1法人1施設という小規模法人のなか、**社協が「連携・協働の場」（プラットフォーム）**となり、各社会福祉法人が協力し合うことで地域住民の地域生活課題を解決する取り組みを進めている。



(No.340)

国土交通省「令和3年度国土交通省予算概算要求」(令和2年9月25日)

令和2年9月25日、国土交通省は、「令和3年度国土交通省予算概算要求」を公表しました。

概算要求では、社協をはじめ社会福祉法人が指定を受けることを期待されている「居住支援法人」の活動支援を行う「居住支援法人活動支援事業」を含む「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」に14.69億円（対前年度倍率1.40倍）が計上されています。

なお、居住支援法人とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。生活困窮者自立支援においても、社協をはじめ社会福祉法人が居住支援法人の指定を受けて、入居後の生活支援を行うことなど、住まいを確保しやすい環境を整備する役割を発揮することが期待されています。

令和2年9月30日時点で、以下の9社協が居住支援法人の指定を受けています。

居住支援法人指定一覧（令和2年9月30日）

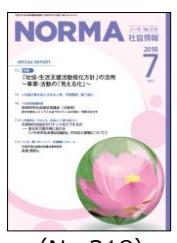
※ 全社協地域福祉部整理

	都道府県	社協名
①	北海道	本別町社会福祉協議会
②	青森県	青森県社会福祉協議会
③	長野県	長野県社会福祉協議会
④	愛知県	名古屋市社会福祉協議会
⑤	三重県	伊賀市社会福祉協議会
⑥	大阪府	岸和田市社会福祉協議会
⑦	香川県	香川県社会福祉協議会
⑧	福岡県	福岡市社会福祉協議会
⑨	熊本県	熊本市社会福祉協議会

国土交通省 令和3年度国土交通省予算概算要求概要
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002080.html

【参考】社協が取り組む「居住支援法人」の実践事例（NORMA 社協情報バックナンバー No.318）

- 社協活動最前線「居住支援法人としてこれまでのとりくみの強化・発展をめざす」
(大阪府・岸和田市社協)
- **岸和田市社協**では、日常生活自立支援事業などの相談支援を行うなかで、住居のない人や、住まいを失う恐れがある人への居住支援に取り組んできた。平成29年12月には、社協としては全国で初めて居住支援法人の指定を受け、取り組みの強化を図るとともに、市の居住支援協議会の立ち上げに向けて、行政や関係者・関係機関のネットワークに基づく支援の仕組みづくりを進めている。



(No.318)

厚生労働省「第 186 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 9 月 30 日)

令和 2 年 9 月 30 日、「第 186 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、前回に引き続き、令和 3 年度介護報酬改定に向けた分野横断的なテーマについて検討が行われました。

今回のテーマは、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保であり、介護人材の確保・介護現場の革新については、①人員配置基準等の取扱い、②介護職員の処遇改善、③サービス提供体制強化加算等、④ハラスメント対策、⑤介護現場の革新、⑥文書に係る負担軽減に関する以下の論点が示されました。

介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保に関する論点（令和 2 年 9 月 30 日）

※ 全社協地域福祉部整理

＜介護人材の確保・介護現場の革新＞

① 人員配置基準等の取扱い

- 今後も高齢化の進展による介護サービス需要の増大、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれる中で、質の担保に留意しつつ、育児や介護と仕事の両立を進める観点や、柔軟な人材配置を可能とする観点等から、どのような方策が考えられるか。
- あわせて、いわゆるローカルルールの対応について、実態の把握を含めどのような方策が考えられるか。

② 介護職員の処遇改善

- 介護関係職種の有効求人倍率は高く、介護職員の人手不足感は高い状態で推移しており、介護職種への採用や定着を促していくことが必要である中、介護職員の着実な処遇改善に向けて、どのような方策が考えられるか。特に、
 - 新規人材の確保、適切な業務分担の推進、やりがいの醸成を含めた離職防止の観点
 - 職場環境等要件に基づく取組についてより実効性のあるものとしていく観点
 からどのような方策が考えられるか。
- 処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分取得が進む中で、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、どのような対応が考えられるか。

③ サービス提供体制強化加算等

- 質の高い介護サービスの提供を進める観点から、介護職員等の質の向上やキャリアアップ、人材の定着等を一層促進するために、サービス提供体制強化加算について、その最も上位の区分の算定が介護職員等特定処遇改善加算の要件であることを踏まえつつ、
 - 介護福祉士割合や勤続年数が上昇していること
 - ロボットや ICT の活用による生産性向上の取組の進展
 - 介護サービスの質の評価に関する取組の進展
 - 報酬体系の簡素化
 等の観点から、どのような方策が考えられるか。

④ ハラスメント対策

- 介護事業所における適切な就業環境維持（ハラスメント対策）について、介護報酬や人員、運営基準等において、どのような方策が考えられるか。

⑤ 介護現場の革新

- 平成 30 年度に改定した夜勤職員配置加算の活用推進に向けて、見守りセンサーとインカム等の ICT 機器との併用などによる効果実証の結果等を踏まえながら、他のサービスへの評価の拡大も含めインセンティブの方策を検討してはどうか。
- テクノロジーの活用によって、サービスの質の向上や職員の職場定着に取り組む介護事業所に対する報酬上の評価をどう考えるか。
- 各種会議や多職種による連携等において、ICT の活用を進める観点から、どのような方策が考えられるか。

⑥ 文書に係る負担軽減

- 政府の決定や「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における議論や意見等も踏まえ、文書負担の軽減や手続きの効率化を一層推進していくため、サービスごと及びサービス横断的に、
 - 重要事項説明等の記載や同意
 - 各種加算に関する計画等の簡素化、
 - 各種記録の整備や保管、掲示、
 等について、どのような方策が考えられるか。

＜制度の安定性・持続可能性の確保＞

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保する観点から、平成 30 年度介護報酬改定における対応や、審議報告等を踏まえ、介護サービスの適正化や重点化、報酬体系の簡素化等について、どのような方策が考えられるか。

厚生労働省「令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」(令和2年9月30日)

令和2年9月30日、「令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」の資料を公表しました（今年度は、対面による集合型の会議は行われず、10月2日より説明動画が配信されています）。

会議では、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正について、厚生労働省社会・援護局地域福祉課より「重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化」に関する資料が示され、重層的支援体制整備事業に手上げをする市町村の子育て分野への影響等について解説しています。

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正 重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化

※ 全社協地域福祉部整理

1. 概要

- 本年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設。市町村の手上げによる任意事業として令和3年4月より施行する予定。
- その中では、国の財政支援に関し、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、
 - ・高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業の補助について、一体化するとともに、
 - ・既存の支援機関等をサポートする新しい機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を創設し、一括して、交付する。
- この事業の実施を通じ、地域子育て支援拠点など支援機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かしつつ、地域の実情に応じた市町村の包括的支援体制の構築を進める。
(参考) 子育て分野では利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業を実施していただく。各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 市町村は、地域住民や関係機関と議論を積み重ねて、目指すべき体制について共通認識を持ちながら、事業を推進していただく。

2. 重層的支援体制整備事業に手上げをする市町村の子育て分野への影響

- 市町村の手上げに際しては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施が求められるため、例えば、**地域において子ども分野の事業拠点がない場合には、新たな事業拠点の立ち上げや、高齢分野の事業主体による事業拠点の設置（併設）など、担い手の裾野が広がることによる普及効果が期待される。**
- 手上げをした市町村では、事業実施を通じて、子育て分野における支援の充実・強化を図ることができる。

(例)

- ・地域の子育て支援拠点において、複合、複雑化した課題（※）を抱えた家庭を把握した際に、「多機関協働事業」につなぐことで、複数の支援機関の連携のもと、包括的な支援を適切に進めることができる。（※）ダブルケア、ヤングケアラーなど
- ・地域の子育て支援拠点において、地域から孤立した子育て家庭を把握した場合に、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と連携することによって、より一層頻度高く訪問するなど、支援を直接家庭に届ける支援が可能となる。

3. 子育て支援の充実・強化について－継続的な普及促進・取り組みの充実の推進－

- 利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業については、少子化社会対策大綱において、重点課題に掲げられている。国は、重層的支援体制整備事業が施行された後も、継続して、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の普及促進・取り組みの充実を推進。
- 重層的支援体制整備事業の中で行われる利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業については、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載対象でもあり、計画に基づき市町村における拠点の設置等充実が図られる。

厚生労働省 令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00003.html

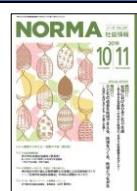
厚生労働省 令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 説明動画

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiti6gJXwIpAz7KYE2uq_nn

【参考】社協が取り組む「子育て支援」の実践事例（NORMA 社協情報バックナンバー No.331）

特集2 「子どもの成長を地域で支える、地域をつくる、地域とつながる」

- 「子育てレンジャー」による子育て応援
(北海道・室蘭市社協)
- 子ども支援事業「ゆずり羽」の取り組み～子どもの成長を町全体で支援～
(大分県・日出町社協)
- 子ども食堂からの子ども・子育て支援の取り組み
(滋賀県・栗東市社協)



(No.331)

情報提供・ご案内

全国経営協「【締切延長】【※締切延長】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンターの募集」(締切：令和 2 年 10 月 31 日)

社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い！

そんな思いを胸に、社会福祉の現場で様々な挑戦を実践している若手スタッフの声を、まだ社会福祉に触れたことのない人たちに伝えるイベント、それが「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」。

この度、応募締切を令和 2 年 10 月 31 日までに延長しました。

全国の社会福祉協議会職員の皆さんの「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」プレゼンターへのご応募もお待ちしています。

来たれ！社会福祉の未来をつくるヒーローたち！

社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター応募要項（概要）

【開催日】令和 3 年 2 月中旬～3 月中旬のいずれか 1 日で開催

【開催方法】オンラインを活用した LIVE 配信により開催！

【ブロック代表制】7 つのブロック（※）に分け、各ブロックつき 1 名の代表（計 7 名）がプレゼンターとしてオンラインで登場し、ベストヒーロー賞（1 名）をめざします。

（※）北海道・東北ブロック、北関東・信越ブロック、南関東・甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック

【審査方法】

第 1 次審査（10 月上旬）：エントリーシートによる選考

第 2 次審査（10 月中旬）：オンライン審査会（zoom を使用し、面談を行います）

最終審査会（10 月下旬）：有識者等による審査

⇒ 各ブロックにつき代表 1 名（計 7 名）のプレゼンターを決定。

【審査基準】

● 社会福祉の世界を変えたい、社会福祉の魅力をたくさんの人たちに伝えたいという熱い思いを持っているか。

● 実際の社会福祉の現場で、その経験や実績があるか。

【応募資格】

● 社会福祉の世界を変えたい！社会福祉の魅力をたくさんの人たちに伝えたいという熱い思いを持つ、**社会福祉法人に所属する 20 代～30 代までの若手職員**。

※ 全国の社会福祉協議会職員の皆さんからのご応募もお待ちしております

【応募方法】下記 2 点を社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局までメールまたは FAX にて送信。

① エントリーシート

② プロフィール写真

※ エントリーの際には、所属法人の許可を取っていただくことが条件となります。

※ エントリーシートは下記 URL からダウンロードすることができます。

【応募締切】令和 2 年 10 月 31 日 ※締切を延長しました。

【問合せ先】

社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局（全国社会福祉法人経営者協議会事務局）

TEL : 03-3581-7819 FAX : 03-3581-7928 E-mail : shafuku-heros@shakyo.or.jp

社会福祉 HERO'S 【※締切延長】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集！

http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_1/

社会福祉 HERO'S 【オンライン説明会の様子を動画で公開】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集！

http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_3/

社会福祉 HERO'S 社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 エントリーシート（PDF）

<http://www.shafuku-heros.com/wp/wp-content/uploads/2020/08/1111111111.pdf>

国土交通省「令和2年度克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」(令和2年10月1日)

豪雪地帯では、人口減少・高齢化により雪処理の担い手が不足し、高齢者の除雪作業中の事故が多く発生していることから、国土交通省では、地域における共助による除雪体制や、除雪作業の安全に資する取組を行う体制の整備（克雪体制づくり）（平成25年度～）を促進しています。

更なる促進のため、「克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」（平成30年度～）により、体制整備の課題に直面している豪雪地帯の自治体や活動団体等に対し、専門的な知識や豊富な経験を有する者（全18名）を派遣し、助言等を行っており、令和2年度は10月1日より相談窓口を開設します。

令和2年度克雪体制づくりアドバイザー派遣制度の概要

※ 全社協地域福祉部整理

【派遣対象】

- ① 豪雪地帯に指定されている道府県・市町村
- ② 豪雪地帯に指定されている道府県・市町村において克雪体制づくりを実施する団体
(社会福祉協議会、地域住民組織、NPO法人等)

【アドバイザー派遣の流れ】

- ① 国土交通省が指定する運営事務局に電話、メールで克雪体制づくりに関する相談を行ってください。
- ② 相談を受けてアドバイザーの派遣効果が期待できる内容と認められるときは、対応方針等を協議し、派遣の可否等の協議結果を連絡します。
- ③ 「克雪体制づくりアドバイザー申請書」を運営事務局に提出します。
- ④ 運営事務局と関係者が派遣に向けた調整を行います。
- ⑤ 派遣後、「克雪体制づくりアドバイザー活用結果報告書」を運営事務局に提出します。

【運営事務局（相談窓口）】

日本能率協会総合研究所地域安全まちづくり研究チーム（担当：岸田、加藤）
TEL 03-3578-7578 E-mail akio_kishida@jmar.co.jp taichi_kato@jmar.co.jp

国土交通省 令和2年度克雪体制づくりアドバイザーの派遣を開始

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku04_hh_000138.html

日本能率協会総合研究所 克雪体制づくりアドバイザー派遣制度

<https://www.snow-innovation.net/advisor/>

【参考】「令和元年雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の社協の取組内容

「負担を軽減して誰もが参加できる全地区除雪体制整備を目指す」(青森県・南部町社協)

- 高齢者等の要援護者を支える除雪体制を整備している地区を段階的に増やしていくことを目指し、資器材等を支給して活動を促進。
- 除雪活動従事者を「除雪を行う人」だけではなく、「地域課題解決のための貴重なボランティアの一員」としてとらえ、除雪に限らず、町全体が一丸となって地域づくりに取り組むための活動として展開。

「既存の支援体制を強化するため除雪ボランティア活動を企画」(山形県・上山市社協)

- 増加する除雪ニーズへの対応と人材確保を目的に、地区内の除雪体制の実態を把握し、市内中学校・高校等の協力も得て、新たな担い手となる除雪ボランティアの確保に取り組む。
- 地区会（会長・民生委員）と一緒に支援対象者宅の実態調査を行い、安全かつ効率的に除雪作業を行うための現場確認を行う。

「地域共助除雪体制検証会議で広域ボランティアの受入を整備」(山形県・真室川町社協)

- 除雪ボランティアを即戦力として活用できるスキームの作成と安全対策の充実をねらいとして、共助除雪団体、町ボランティアセンター会員、社協、行政からなる「地域共助除雪体制検証会議」を開催。
- 宮町一地区の除雪支援隊において、広域ボランティア受入までの準備段階について実証を行い、他地域の受入時のマニュアルを作成。

「深刻な担い手不足の解消と除雪作業の安全確保に取り組む」(広島県・安芸太田町社協)

- 県内の豪雪地帯地域を抱える市町の社会福祉協議会と連携し、県域をあげて雪かきボランティアの確保・定着を模索。
- 町内の新たな担い手確保に向けて、マツダ株式会社、ひろしまNPOセンター、安田女子大学、陸上自衛隊第13旅団など、多様な関わり方を見出し、担い手不足の解消に向けた関係づくりを行う。

国土交通省 令和元年度「安心安全な克雪体制づくり取組事例集（令和2年3月）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001341273.pdf>



中央共同募金会「街頭募金イベントに代わる「オンライン・キックオフイベント」動画」を公開

令和2年10月1日より、赤い羽根共同募金運動が始まりました。コロナ禍の社会情勢に鑑み、毎年実施している著名人ボランティアによる街頭募金イベントは、開催を見送ることとしました。代わりに、例年ゲストとしてお迎えしてきた著名人の皆さんにメッセージをいただき「オンライン・キックオフイベント」動画を作成、共同募金運動への参加を呼びかけます。

オンライン・キックオフイベントでは、厚生労働大臣の田村憲久さん、女優・赤い羽根サポーター（共同募金運動ポスターモデル）の桜井日奈子さん、大河ドラマ「麒麟がくる」 摂津晴門役でご出演の片岡鶴太郎さん、大相撲七月場所三賞受賞者である正代関、御嶽海関、大栄翔関、例年「赤い羽根空の第一便」で厚生労働大臣・中央共同募金会会長メッセージを各地域に伝達いただいているANA客室乗務員の方からの、共同募金運動へのご協力を呼びかけるメッセージ動画、中央共同募金会清家篤会長のあいさつを収録しています。

なお、令和2年度赤い羽根共同募金運動の実施にあたって全社協では、令和2年9月3日付で、「令和2年度赤い羽根共同募金運動にかかる社協の取り組み（留意事項）」を整理し、コロナ禍における共同募金の役割発揮に向けた取り組みを推進しています。

令和2年度赤い羽根共同募金運動にかかる社協の取り組み（留意事項）

1. コロナ禍に対応した今年度実施事業・活動の組み換え
● 昨年度決定された事業の多くは、今年度内に計画通りの実施が難しいことが予想される。このため、コロナ禍における事業・活動を安全かつ効果的に実施するため、事業内容及び方法等について柔軟に見直す必要がある。
● 中央共同募金会は、「令和2年度共同募金運動推進にあたっての主な論点と取組事項（第1次）」（令和2年6月15日）において、令和元年度助成決定事業に関しては、「事業内容変更、コロナ状況に対応した事業の形態変更、実施機関の年度内延長に対してはできるだけ柔軟に対応する」としているので、助成先団体に対してもその旨を丁寧に周知し、実施内容・方法等の見直しを働きかけたい。
● その際には、できるだけ接触を避けて実施できる活動の工夫や感染防止策等について情報提供することも有効である。
● また、各都道府県共同募金会では、令和2年度共同募金運動における共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を設定し、社会福祉協議会を始めとした関係機関との協働の場づくりを行ったうえで、各地域において具体的な助成内容と計画、運動展開等の企画について十分に検討することとしているのでご協力いただきたい。
● 全社協では本年5月から「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を展開しており、コロナ禍での地域福祉・ボランティア活動の様々な工夫事例を収集し専用ホームページに掲載しているほか、「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」をとりまとめたので参考にしていただきたい。
2. コロナ禍における共同募金の対応とそのための寄付の重要性の発信
● コロナ禍において、社会の中でもとりわけ深刻な影響を受けている高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等への支援の必要性や支え合い・つながりの重要性が改めて認識されている。
● こうした新たに顕在化した地域生活課題への支援活動を継続するため、従来同様の募金額を確保することが求められるとともに、今この時期だからこそ、地域のつながりづくりの重要性を広く住民に訴え、共感を得られるような共同募金運動を展開する必要がある。
● すでに、コロナ禍のなかでもつながりを絶やさないための様々な地域福祉・ボランティア活動、生活困窮者への新たな支援の取り組み等が各地で始まっている。こうした事業・活動の状況を地域住民に積極的に周知し、10月からの共同募金運動につなげることが重要である。
● 募金にあたっては、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン」にしたがい、募金活動に関わる募金ボランティア、職員等の感染防止に努める。
● あわせて、「withコロナ状況下の募金活動に関するヒント集」も活用し、従来の募金手法とともに新たな手法の導入やこれまでの寄付者に加え新たな寄付者へのアプローチにも積極的に取り組む。

3. コロナ対応を前面に打ち出した歳末たすけあい運動の展開およびテーマ型募金運動の実施
- 本年度は、歳末たすけあい運動についてもコロナ禍への対応を前面に打ち出し、減収や失業等による生活困窮者や社会的孤立の課題への取り組みを重点として運動を展開する。(今年度の「地域歳末たすけあい運動実施要項」は10月上旬を目途に都道府県・指定都市社協宛に発出予定。)
 - さらに、1~3月に取り組まれているテーマ型募金運動についても、コロナ禍による地域の課題の解決をテーマに掲げ、今だからこそ必要とされる事業・活動に助成することで共感を広げ、共同募金運動全体の活性化の契機とすることが必要である。
 - 地域生活課題を発信し、募金を呼びかけ、解決に向けて住民や当事者団体等が取り組むという一連の過程は、社協がすすめる地域福祉の展開と一致するものであり、住民主体を原則とする社協活動と共同募金運動の一体的な展開が期待される理由である。
 - このことからも、都道府県共同募金会、市区町村共同募金委員会と連携し、地域課題の解決につながるテーマ型募金等の実施に積極的にお取り組みいただきたい。
4. 70年答申及び「推進方策の重点」を踏まえた共同募金運動の活性化
- ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画と共同募金運動の連携
- 平成29年12月に改定された「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」では、地域福祉への関心の喚起も視野に入れた共同募金の取組推進が計画に盛り込むべき事項とされ、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際の財源として、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進が謳われている。この趣旨を踏まえ、計画の策定・見直しの際に、共同募金が計画に位置づけられ、共同募金運動の活性化につながるようご配意いただきたい。
 - ※「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付 厚生労働省 子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
 - 民間の計画である地域福祉活動計画は、地域住民や関係者(地域住民等)の合意に基づき多様な住民活動・福祉活動の創出や展開が盛り込まれる。計画の策定・見直し時、そうした多様な活動の資金調達(ファンディング)手法の一つとして、共同募金を積極的に計画に位置づけ、共同募金運動そのものが活性化するようご留意いただきたい。
 - また、その際、幅広い地域住民等が自ら参加し取り組む募金運動として展開することが重要である。
 - なお、共同募金が計画募金としての性格を持っていることから、共同募金運動の展開にあたっては、地域住民等との合意が不可欠で、地域福祉活動計画とのリンクが重要になる。このため地域福祉活動計画策定委員会及びその進行管理のための委員会と共同募金委員会のメンバーを一部共通にするなどの連携を深める方向での検討をお願いしたい。
- ② 市区町村共同募金委員会の設置促進
- 市区町村共同募金委員会は、地域のさまざまなニーズを受け止め、その解決に向けた役割を果たすものであり、市区町村社協は、こうした市区町村共同募金委員会を育て、支える役割がある。
 - 市町村共同募金委員会は、委員会自らが適切に意思決定が必要で、そのために募金活動を行う人、寄付する人、助成を受ける団体をはじめ、多様な人・団体が委員として参画するなど、組織体制の確立が求められる。さらにこうした委員とともに地域住民・団体の協力を得て主体的に運動推進に取り組むことが期待される。
 - また、市区町村共同募金委員会では、地域課題解決のために公募による助成を実施し、助成先を委員会自らが選定できるよう審査機能を有することが求められる。これにより共同募金は、公正な審査を経て地域の団体に幅広く助成していることを地域住民に伝えることとなり、助成と組織運営の透明性の確保につながることが期待される。
- ③ 共同募金の助成による社協事業のあり方の検討
- 共同募金による助成は社協のためのものではなく、地域福祉推進のための事業であることは当然である。しかし地域では、「共同募金を社協が集め、社協が使っている」という誤解が見られるところである。こうした誤解を払拭するために、①社協名による助成から共同募金委員会名による助成に可能な限り切り替える、②社協を通じた助成であってもその財源が共同募金であることを明示する、具体的に当該事業が共同募金の助成によるものであることをステッカーやシールなどで明示し、イベントの際には必ず共同募金による事業であることをアナウンスする、③助成先については、広く多様な団体が活用できるよう意識し、募金活動への当該団体の参加を促す、④赤い羽根データベース「はねっと」上でも共同募金からの助成であることを示すよう表現に配慮する、などをお願いしたい。
 - あわせて共同募金の助成による社協の事業については、どのようなものが適切なのか、あらためて検討・整理を行うこともお願いしたい。

中央共同募金会 令和2年度 赤い羽根共同募金運動開始】「オンライン・キックオフイベント」著名人の皆さんのが動画でご協力を呼びかけます！
<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/14844/>